

青森県報

第七百三十七号

令和六年
三月十八日
(月曜日)

目次

告 示

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……一

公 告

○青森県地域防災計画修正の要旨……………(防災危機管理課) ……一

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……五

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(初心者)……………(生活保安課) ……五

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(経験者)……………(同) ……六

○クロスボウの取扱いに関する講習会の開催(初心者)……………(同) ……七

○クロスボウの取扱いに関する講習会の開催(経験者)……………(同) ……七

○空気銃の年少射撃資格の認定に関する講習会の開催(年少射撃資格者)……………(同) ……八

告 示

青森県告示第百五十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和六年三月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険おいらせ病院	一 上北郡おいらせ町上明堂一	令和九年三月十九日

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画(以下「計画」という。)を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

令和六年三月十八日

青森県防災会議会長

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を策定して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、計画について、災害対策全般にわたって修正を行っ

たものである。

二 計画修正の年月日

令和六年二月二十二日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第二章 防災組織

第二節 配備態勢

十和田火山避難計画（小規模噴火の場合）の策定に伴う修正を行った。

第三章 災害予防計画

第三節 防災業務施設・設備等の整備

障害者の情報取得・意思疎通に係る施策を推進することとした。

第十節 避難対策

災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めることとした。

第十二節 要配慮者安全確保対策

避難行動要支援者名簿等の作成等へのデジタル技術の活用を検討することとした。

第十三節 防災ボランティア活動対策

災害中間支援組織の育成・強化と関係者の役割分担の明確化及び災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化に努めることとした。

第十四節 災害廃棄物対策

災害廃棄物対策の処理体制の整備等について、新たに記載した。

第四章 災害応急対策計画

第三十節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

通信障害発生時の丁寧な周知広報を行うこととした。

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第二節 海上災害対策

旅客船の総合的な安全・安心対策を強化することとした。

第六章 災害復旧対策計画

第三節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を検討することとした。

地震・津波災害対策編

第三章 災害予防計画

第六節 防災教育及び防災思想の普及

長周期地震動階級に係る情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説・伝達を行うこととした。

火山噴火等による津波に関する情報の普及啓発を行うこととした。

第四章 災害応急対策計画

第一節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達

火山噴火等による津波に関する情報伝達について、所要の修正を行った。

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信とその対応について、新たに記載した。

第八節 避難

火山噴火等による津波に関する情報伝達について、所要の修正を行った。

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

火山災害対策編

「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

原子力災害対策編

第一章 総則

第九節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県が処理すべき事務又は業務の大綱に、甲状腺被ばく線量モニタリング等に関することについて追加した。

第二章 原子力災害事前対策

第七節 緊急事態応急体制の整備

県は、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等により、対象となる住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材の確保・整備等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとした。

第三章 緊急事態応急対策

第四節 屋内退避、避難収容等の防護活動

県は、住民等が運用上の介入レベル（OIL）に基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、原子力災害対策指針において対象とする住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとした。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
知桜政策研究会	山本 知也	野口 寛司	むつ市金曲二丁目七の一〇	令和六・三・一

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和六年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
--------------------	------	---	---	-------

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
自由民主党青森県支部 (谷川 政人)	主たる事務所の所在地	弘前市大字徳田町三六の二	弘前市大字徳田町二九の三	令和六・一・九
自由民主党青森県三戸郡第三支部 (和田 寛司)	会計責任者	鈴木 直子	高山 浩司	六・二・二六
	会計責任者	清野山 雅弘		

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
弘前を愛する未来会 (吉田 達彦)	主たる事務所の所在地	弘前市大字駒越四丁目一三二の四	青森市松原三丁目四の一五	令和六・二・一
青森県理学療法士連盟 (氣仙 裕)	主たる事務所の所在地	青森市松原一丁目五の五	下北郡東通村大字砂子又字里六〇	六・二・一
亀田弘徳後援会 (江戸 幸一)	代表者	江戸 幸一	船橋 力男	六・二・三
渡部伸広後援会 (渡部 伸広)	主たる事務所の所在地	青森市大字石江九字平山二の四二	青森市大字羽白二〇	六・二・五
かねはまあきら後援会 (金濱 亨)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	衆議院議員 金濱 亨、衆議院議員	国会議員関係政治団体	五・七・二九
	公職の種類(第一号)	衆議院議員	国会議員関係政治団体	五・七・二九
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	五・七・二九

伊吹信一後援会 (伊吹 信一)	主たる事務所の所在地	青森市大字羽白一五	青森市篠田二丁目二二の一	六・二・九
小比類巻孝幸後援会 (浦田 繁美)	会計責任者	小比類巻 武年	野々宮 正彦	六・二・八
桑田豊昭後援会 (三上 金一)	主たる事務所の所在地	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡二の三三	中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一〇	六・二・二〇
代表者	三上 金一	三浦 清則	六・二・二〇	

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
中村ひろし後援会	西谷 勝衛	令和六・二・八
中村弘と未来の会	中村 弘	六・二・八
さかまrikaまほろば会	木鎌 里香	五・三・三
嶋村道後援会	嶋村 道	六・二・六
三浦清則後援会	三浦 必勝	六・一・三

藤原浩平後援会	石田 功	六・二・三
山脇さとし後援会	斉藤 恵子	六・二・五

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期日
山本 知也	むつ市長	知桜政策研究会	むつ市金曲一丁目七の一〇	令和六・二・一

青森県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和六年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

夏坂 修	夏坂修後援会	公職の種類	青森県議会議員	八戸市議会議員	令和六・二・九
伊吹 信一	伊吹信一後援会	主たる事務所の所在地	青森市大字羽白字池上二〇三の一五	青森市篠田二丁目二二の一九	六・二・九

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
中村 弘	中村弘と未来の会	令和六・二・八
木鎌 里香	きかまりかまほろば会	五・三・三

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

令和六年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

開 催 の 日 時		開 催 場 所
年 月 日	講 習 時 間	
令和六年六月二日	午前九時から午後六時まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
六月十七日	〃	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
六月二十七日	〃	八戸市大字売市字奥遊下三 八戸市スポーツ研修センター

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格
青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 5 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

令和六年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和六年 四月十九日 午後一時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
五月十七日 〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
五月二十九日 〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
六月二十六日 〃	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
七月六日 午前九時から正午 まで	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
七月八日 午後一時から午後 四時まで	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署
七月十八日 〃	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
七月二十六日 〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
八月二十三日 〃	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四 〇七 五戸町ひばり野スポーツ交流センター

九月十二日 〃	〃	黒石市北美町二丁目四七の一 黒石警察署
九月二十八日 〃	午前九時から正午 まで	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター
十月十一日 〃	午後一時から午後 四時まで	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇七 鰺ヶ沢警察署
十月二十四日 〃	〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
十一月三日 〃	午前九時から正午 まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
十二月十二日 〃	午後一時から午後 四時まで	上北郡七戸町大字大沢五七の四九 七戸警察署
令和七年 一月十日 〃	〃	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター
二月十四日 〃	〃	十和田市西六番町一の四一 十和田警察署
三月十三日 〃	〃	五所川原市字栄町六の一 五所川原警察署

二 講習科目

- 1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

青森県公安委員会告示第三十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三の二第一項の規定により、クロスボウの所持の許可を受けようとする者に対するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十九条の二第二項の規定により公表する。

令和六年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和六年 七月十九日 午前九時から午後 六時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
九月五日	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
十月三十日	青森市安方二丁目一五の九 青森警察署

二 講習科目

1 クロスボウの所持に関する法令

2 クロスボウの使用、保管等の取扱い

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、クロスボウの所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察

署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添えて提出すること）。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第三十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三の二第一項の規定により、クロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者に対するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十九条の二第二項の規定により公表する。

令和六年三月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和六年 十一月六日 午後一時から午後 四時まで	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署

二 講習科目

1 クロスボウの所持に関する法令

2 クロスボウの使用、保管等の取扱い

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、クロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

青森県公安委員会告示第三十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、空気銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者に対する空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十九条第一項の規定により公表する。

令和六年三月十八日

青森県公安委員長 横 町 俊 明

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
令和六年 八月九日 午前九時から午後 六時まで	青森市大字荒川字藤戸一―一九の七 青森県総合社会教育センター

二 講習科目

- 1 空気銃の所持に関する法令
 - 2 空気銃の使用、保管等の取扱い
- 三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、空気銃の年少射撃資格の認定を受けようとする者

四 受講手続

- 1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

<p>（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭</p>	